

## 山形大学医学部図書館研究室貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は山形大学医学部図書館利用規程第9条の規程に基づき図書館資料の研究室貸出について必要な事項を定めるものである。

(貸出要件)

第2条 教育研究上特に必要な図書は、当該研究室の研究費により購入したものに限り研究室貸出をすることができる。

2 雑誌は、キャンパス内の重複購読を避けるため、医学部図書館に置くことを原則とする。ただし、申請により当該研究室の研究費により購入したもので医学部図書館長が特に必要と認めた Specific Journal に限り研究室貸出をすることができる。

(貸出期間)

第3条 研究室貸出の貸出期間は1年以内とする。貸出期間は1年以内の期間で更新することができる。

(管理)

第4条 研究室貸出を受けた図書館資料は、当該研究室において、その所在を把握し、適正に管理しなければならない。

(利用)

第5条 研究室貸出を受けた図書館資料について、学内の教職員、学生及び医学部図書館より利用の要請があった場合は、当該研究室の教育研究に支障のない限り速やかに応じるものとする。

(返却)

第6条 研究室貸出を受けた図書館資料は、その必要がなくなった場合は直ちに医学部図書館に返却しなければならない。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。